

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年5月24日

【会社名】 シャープ株式会社

【英訳名】 Sharp Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 高橋 興三

【本店の所在の場所】 大阪市阿倍野区長池町22番22号

【電話番号】 (06)6621-1221(代表)

【事務連絡者氏名】 経理・財務本部 経理部長 青山 孝次

【最寄りの連絡場所】 大阪市阿倍野区長池町22番22号

【電話番号】 (06)6621-1221(代表)

【事務連絡者氏名】 経理・財務本部 経理部長 青山 孝次

【縦覧に供する場所】 シャープ株式会社東京支社
(東京都港区芝浦一丁目2番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、アルマザン・アチャテス・ファデラ氏ほか36名より津地方裁判所にて訴訟の提起を受け、平成28年5月23日に当該訴訟に係る訴状の送達を受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該訴訟の提起があった年月日

平成28年4月15日(訴状送達日 平成28年5月23日)

(2) 当該訴訟を提起した者の氏名及び住所

第1原告

氏名	アルマザン・アチャテス・ファデラ
住所	三重県松阪市

第2原告

氏名	セロサ・アリエル・アブラカドール
住所	三重県松阪市

第3原告

氏名	バカルソ・レジーナ・カントタイ
住所	三重県松阪市

第4原告

氏名	カランバ・アデーラ・グイリガイ
住所	三重県松阪市

第5原告

氏名	カランバ・ジェド・アバーデ
住所	三重県松阪市

第6原告

氏名	ディーゾン・ジェリミー・ムト
住所	三重県松阪市

第7原告

氏名	エステバン・ロランド・インシエルト
住所	三重県松阪市

第8原告

氏名	ガラド・デリア・フェンテス
住所	三重県松阪市

第9原告

氏名	ガラド・ロメオ・ピオング
住所	三重県松阪市

第10原告

氏名	イガラシ・アルマ・フラド
住所	三重県松阪市

第11原告

氏名	ラスチモーサ・アントニー・ヴィラリコ
住所	三重県松阪市

第12原告

氏名	ラスチモーサ・モナリサ・ゴロ
住所	三重県松阪市

第13原告

氏名	マンガロンゾ・ジョハン・オーストリア
住所	三重県松阪市

第14原告

氏名	ナバラ・ロウェナ・オチダ
住所	三重県松阪市

第15原告

氏名	パシーノ・リンボ・ジョージ・デンシング
住所	三重県松阪市

第16原告

氏名	シエンブラ・エドナ・タケダ
住所	三重県松阪市

第17原告

氏名	タンビス・アンディ・サンピロ
住所	三重県松阪市

第18原告

氏名	タンビス・デリア・サトウ
住所	三重県松阪市

第19原告

氏名	ヤマモト・ジョイ・バガレス
住所	三重県松阪市

第20原告

氏名	ガルシア・ラキエル・マンガロンゾ
住所	三重県松阪市

第21原告

氏名	アカス・ネヴィリン・サバル
住所	三重県松阪市

第22原告

氏名	ボラニオ・チェリー・メイ・コルドゥバ
住所	三重県松阪市

第23原告

氏名	セノン・オフェーリア・バトゥラン
住所	三重県松阪市

第24原告

氏名	ボンボン・ダンディ・イウォン
住所	三重県松阪市

第25原告

氏名	ディゾン・アマド・コンティリオ
住所	三重県松阪市

第26原告

氏名	エスパビツラ・メラニー・セロサ
住所	三重県松阪市

第27原告

氏名	グルー・ナルシソ・ロメラ
住所	三重県松阪市

第28原告

氏名	レリバー・リコ・フェンテス
住所	三重県松阪市

第29原告

氏名	エドゥランテス・サルバー・ナカガワ
住所	三重県松阪市

第30原告

氏名	ティロル・ジョーネル・デュワイ
住所	三重県松阪市

第31原告

氏名	ヤタ・レオニーロ・ルデミオ
住所	三重県松阪市

第32原告

氏名	アカス・ニール・ブレント・サバナル
住所	三重県松阪市

第33原告

氏名	エスポーラ・ロネル・ジェイ・カルクイヴァ
住所	三重県松阪市

第34原告

氏名	ゲリカニア・ジョナサン・デルガード
住所	三重県松阪市

第35原告

氏名	アバデ・ジョエル・アベルガス
住所	三重県松阪市

第36原告

氏名	ブスティロ・モセス・ジェド・ネバリーザ
住所	三重県松阪市

第37原告

氏名	ロメダ・カズ・ヒデ
住所	三重県松阪市

(3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

訴訟の原因及び提起に至った経緯

訴状によれば、原告らは、被告株式会社ジーエル（以下、「ジーエル」という。）または被告株式会社TOP ONE GL（以下、「TOP ONE GL」という。）と雇用契約を締結し、当社の三重工場で就労してきた労働者であり、平成27年7月に解雇通知を受けたことに対し、解雇の無効を主張するとともに、解雇無効を前提とした未払い賃金の支払いを被告ジーエル、被告TOP ONE GL及び被告株式会社ミエテック（以下、「ミエテック」という。）に対し求め、かつ原告らが被った精神的苦痛による慰謝料の支払いを、当社を含む全被告に対し求めているものです。

訴訟の内容

地位確認請求、未払賃金請求、及び損害賠償請求

請求額

被告ジーエル、被告TOP ONE GL及び被告ミエテックに対する請求：

未払賃金合計 1億3,955万6,250円

当社を含む全被告に対する請求：

慰謝料合計3,700万円

(4) 当社の対応

当社は、訴状の内容を精査した上で、適切に対応してまいります。

以上